

第 1 回湖南省住居表示審議会次第

日時 令和元年(2019 年) 9 月 5 日(木)
午後 2 時から
場所 湖南省役所 3 階大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 審議会委員および事務局紹介

4. 会長、副会長選出

5. 諮 問

「住居表示を実施する市街地の区域および当該区域の住居表示の方法について」

6. その他

湖南省住居表示審議会委員名簿

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区 分	氏 名
1号委員	四 方 功 一 (成安造形短期大学学長 元)
1号委員	大 森 みどり (湖南省文化財保護審議会委員 元)
2号委員	國 枝 俊 秀 (区長会副会長)
2号委員	鳥井田 重 信 (区長会副会長)
3号委員	矢 谷 卓 雄 (大津地方法務局甲賀支局長)
3号委員	松 田 武比古 (甲賀広域行政組合消防本部通信指令課長)
4号委員	奥 村 泰 和 (日本郵便株式会社甲西郵便局郵便部部長)

(任期 委員:令和3年3月31日まで)

○ 湖南省住居表示審議会条例

平成18年12月20日

条例第36号

(設置)

第1条 湖南省における住居表示の実施を円滑かつ合理的に促進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、湖南省住居表示審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、住居表示の実施について必要な事項を調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民の代表
- (3) 関係行政機関等の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第3号に掲げる者が、その職を離れたときは、委員の職を失う。

(特別委員)

第5条 審議会は、必要に応じ、特別委員若干人を置くことができる。

2 前項の特別委員は、当該実施計画区域の住民代表のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該実施計画区域に係る審議事項が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

- 第8条 審議会の庶務は、住居表示の企画及び推進に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

湖南省住居表示審議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湖南省住居表示審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の定員は定めない。ただし、会場における適正人員を超える時は、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第4条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。）は、その都度会議の開催予定時刻までに開催場所の入り口において、会議傍聴人受付簿（別記様式第1号）に記入し、傍聴証（別記様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 審議会において、会議を公開しないとする議決があったときは、傍聴証を交付しないものとする。

3 傍聴の受付は、会議開催の15分前より行うものとする。

4 傍聴証の交付を受けた者は、これを着用し、一般席で傍聴することができる。

5 傍聴希望者が、会場における適正人員を超えるときは、先着順により傍聴人を決定する。

6 傍聴証は、交付当日に限り通用するものとし、傍聴を終え、退場しようとするときに返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他、人に危害を与え、または迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はちまき、腕章、たすき、りぼん、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、または携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機（携帯電話を除く。）、テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者（ただし、撮影または録音することにつき、

議長の許可を得た者を除く。)

(5) 笛、ラッパ及び太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) その他会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

(3) 張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等、示威的行為をしないこと。

(4) 飲食及び喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 携帯電話等については、電源を切っておくこと。

(7) 他人の迷惑となる行為をしないこと。

(8) その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 7 条 傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない。

2 傍聴人は、パーソナルコンピューター、携帯電話などの電子機器等を利用し、会議の内容を中継するなどの行為をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第 8 条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 9 条 傍聴人がこの要領に違反したときは、議長は当該傍聴人を制止し、これに従わないときは退場させることができる。

(委任)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が審議会で同意を得て別に定める。

付 則

この要領は、平成 19 年 2 月 27 日から施行する。

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

平成 年 月 日

湖南省住居表示審議会会議傍聴人受付簿

番号	氏 名	住 所	電話番号	傍聴証 返還
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

別記様式第 2 号（第 4 条関係）

湖南省住居表示審議会

傍 聴 証

No .

湖 市 第 2 0 7 号
令和元年(2019年)9月5日

湖南省住居表示審議会会長 様

湖南省長 谷 畑 英 吾

住居表示を実施する市街地の区域および当該区域における
住居表示の方法について（諮問）

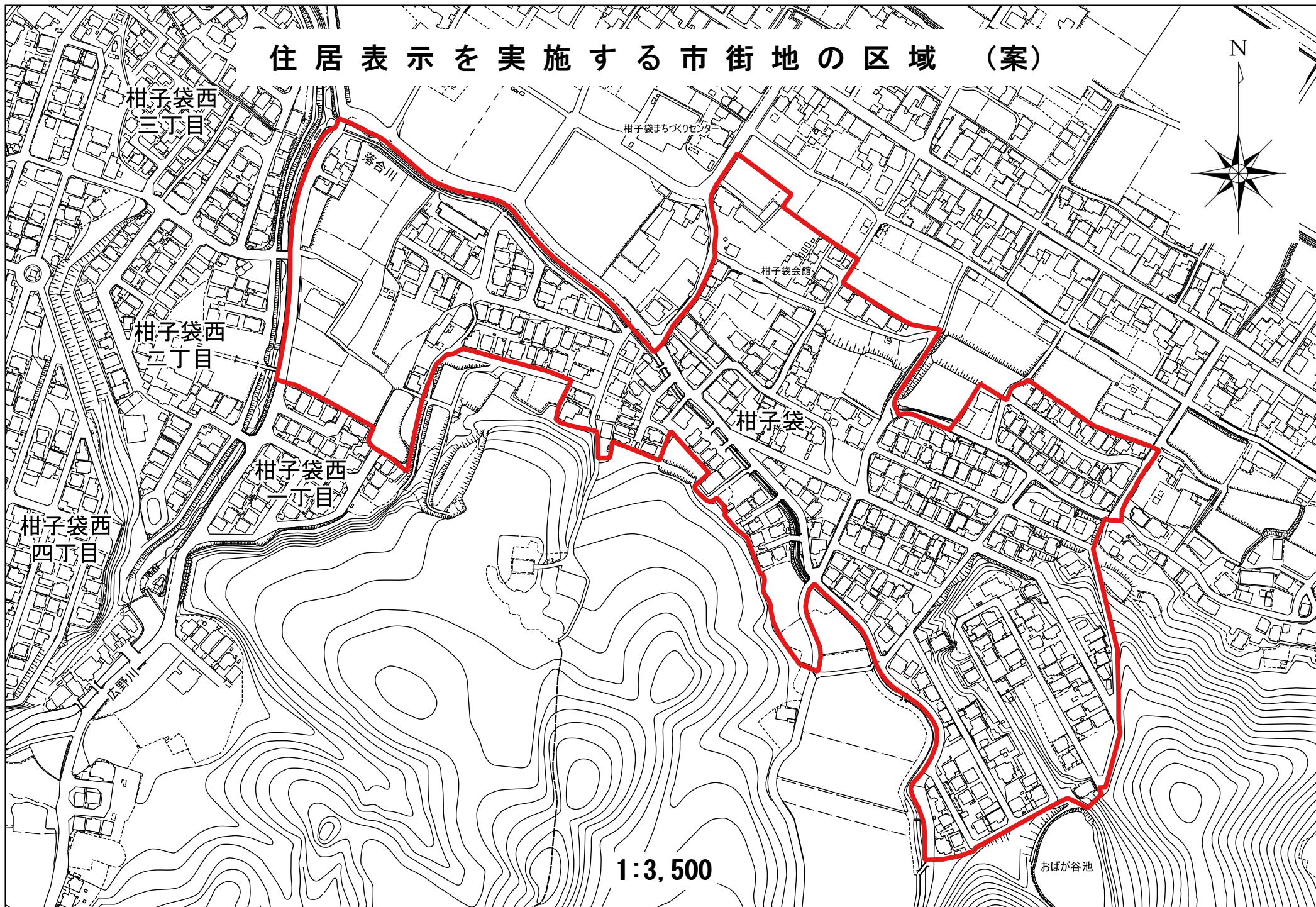
湖南省住居表示整備事業の推進に伴い、次のとおり住居表示を実施する市街地の区域および当該区域における住居表示の方法について貴審議会の意見を求めます。

諮問事項

諮問第1号

- 1．住居表示を実施する市街地の区域について
別 図（湖南省柑子袋の一部）
- 2．上記1に示した区域の住居表示の方法について
「街区方式」

住居表示を実施する市街地の区域（案）



湖南省住居表示整備事業推進計画
(要旨)

平成 28 年 1 月改訂

住居表示制度の概要

1. 住居表示整備事業推進計画の背景

住居表示実施前の住所は、土地の大字名と財産番号である「地番」で表され、使用していますが、道路の新設や拡幅、土地所有者の都合で分筆・合筆が出来ることにより飛番や欠番ができたり、同一地番でたくさんの枝番があるなど、地番が順序よく並んでいないため、わかりにくく日常生活において非常に不便なことがあります。

これらの不便を無くすため、昭和37年5月10日に「住居表示に関する法律」が制定され、これに基づき全国各地で本事業は実施されています。

本市における住居表示整備事業は、旧石部町域において第1次（平成6年11月7日実施）より始まり、第15次（平成14年3月4日実施）で完了し、合併後、『湖南省住居表示整備事業推進計画』に基づき、A～E 区域について順次整備を進めてきたところです。

A 区域（菩提寺地域）については、近江台・サイドタウン（平成20年11月4日実施）からイワタニランド（平成22年11月1日実施）、三上台（平成24年11月5日実施）、みどりの村（平成25年11月5日実施）で、住居表示は完了しましたが、残る B～E の4 区域については未着手のまま現在に至っており、未実施地域についても市民サービス向上、市民福祉の増進、行政事務の効率的な遂行を図るためにも、早期着手が求められています。

住居表示整備事業の概要

1. 住居表示実施一覧

(1) 旧石部町地域

区分	実 施 期 日	実 施 区 域
第 1 次	平成 6 年 11 月 7 日	宮の森一丁目・宮の森二丁目
第 2 次	平成 7 年 7 月 3 日 平成 11 年 11 月 1 日 平成 14 年 3 月 4 日	宝来坂一丁目・宝来坂二丁目 宝来坂三丁目・宝来坂四丁目
第 3 次	平成 8 年 6 月 3 日	岡出一丁目・岡出二丁目
第 4 次	平成 8 年 11 月 5 日 平成 11 年 11 月 1 日 平成 14 年 3 月 4 日	石部西一丁目・石部西二丁目 石 部 西 三 丁 目
第 5 次	平成 9 年 9 月 1 日	石部中央一丁目・石部中央二丁目 石部中央三丁目・石部中央四丁目 石部中央五丁目・石部中央六丁目
第 6 次	平成 10 年 3 月 2 日	石部東一丁目・石部東二丁目 石部東三丁目・石部東四丁目 石部東五丁目・石部東六丁目 石部東七丁目・石部東八丁目
第 7 次	平成 10 年 11 月 2 日	石部南一丁目・石部南二丁目 石部南三丁目・石部南四丁目 石部南五丁目・石部南六丁目 石部南七丁目・石部南八丁目
第 8 次	平成 11 年 11 月 1 日	石部が丘一丁目・石部が丘二丁目
第 9 次	平成 11 年 11 月 1 日	丸山一丁目・丸山二丁目 丸山三丁目・丸山四丁目
第 10 次	平成 12 年 11 月 6 日	石部北一丁目・石部北二丁目 石部北三丁目・石部北四丁目 石 部 北 五 丁 目
第 11 次	平成 12 年 11 月 6 日	石部口一丁目・石部口二丁目 石部口三丁目・石部口四丁目
第 12 次	平成 13 年 11 月 5 日	東寺一丁目・東寺二丁目 東寺三丁目・東寺四丁目 東 寺 五 丁 目
第 13 次	平成 13 年 11 月 5 日	西寺一丁目・西寺二丁目 西寺三丁目・西寺四丁目 西寺五丁目・西寺六丁目 西 寺 七 丁 目
第 14 次	平成 14 年 3 月 4 日	石部緑台一丁目・石部緑台二丁目
第 15 次	平成 14 年 3 月 4 日	雨山一丁目・雨山二丁目

(2) 菩提寺地域

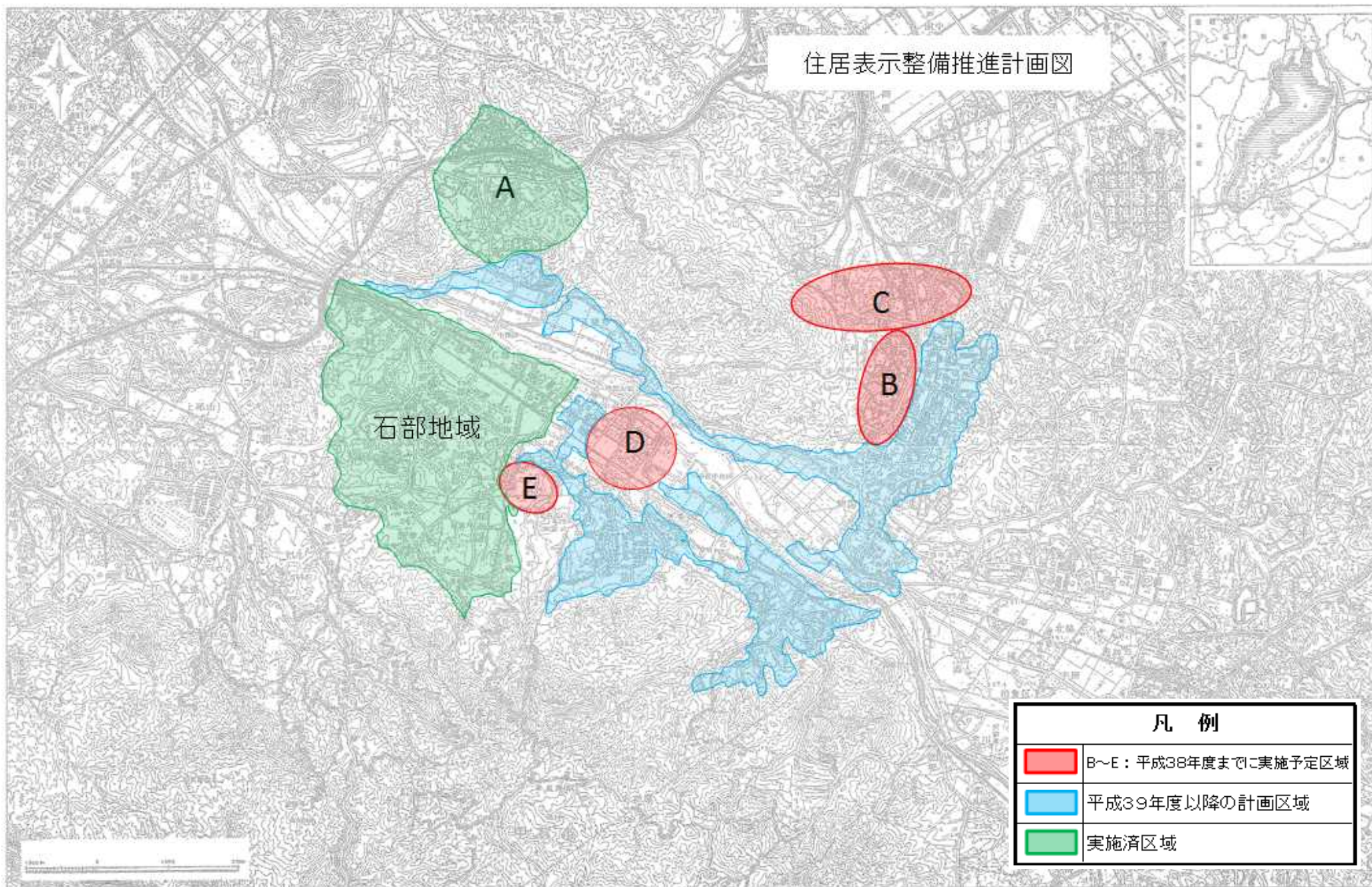
区域	実 施 期 日	実 施 区 域
近江台	平成 20 年 11 月 4 日	近江台一丁目・近江台二丁目
サイドタウン	平成 20 年 11 月 4 日 平成 26 年 5 月 26 日	サト`タウン一丁目・サト`タウン二丁目 サト`タウン三丁目・サト`タウン四丁目
イワタニランド	平成 22 年 11 月 1 日	菩提寺北一丁目・菩提寺北二丁目 菩提寺北三丁目・菩提寺北四丁目 菩提寺北五丁目・菩提寺北六丁目
三上台 (菩提寺新町一丁目、二丁目他含む)	平成 24 年 11 月 5 日	菩提寺東一丁目・菩提寺東二丁目 菩提寺東三丁目・菩提寺東四丁目
みどりの村 (菩提寺新町三丁目、四丁目他含む)	平成 25 年 11 月 5 日	菩提寺西一丁目・菩提寺西二丁目 菩提寺西三丁目・菩提寺西四丁目 菩提寺西五丁目・菩提寺西六丁目 菩提寺西七丁目

2. 住居表示整備事業実施計画

『実施計画区域を B ～ E 区域とし、平成 38 年までに完了を目指し、B ～ E 区域以外は 39 年度以降に順次実施を目指します。』

区 域 (面積) 行政区名	人 口 (世帯数)	施行予定期間
B 区域 (75ha) 湖南団地北 湖南団地中 湖南団地南	約 5,300 人 (2,400 世帯)	平成 29 年 12 月から 平成 38 年 12 月
C 区域 (69ha) 中 山 堂 の 城 緑 ケ 丘 大 谷 桐 松	約 4,200 人 (1,700 世帯)	
D 区域 (59ha) ルモン甲西 中 央 平松の一部	約 2,500 人 (1,000 世帯)	
E 区域 (27ha) 柑子袋の一部	約 2,000 人 (700 世帯)	

湖南省住居表示整備推進計画図



新しい住居表示

わかりやすい住所に



湖南省

なぜ新しい住居表示が必要か

● 地番の持つ問題点

1. 地番が順序よく並んでいない。
2. 同一地番に多くの建物が建築されている。
3. 分筆・合筆により地番の変更がある。
4. 一つの地番にたくさんの枝番がある。

なぜ新しい住居表示が必要か

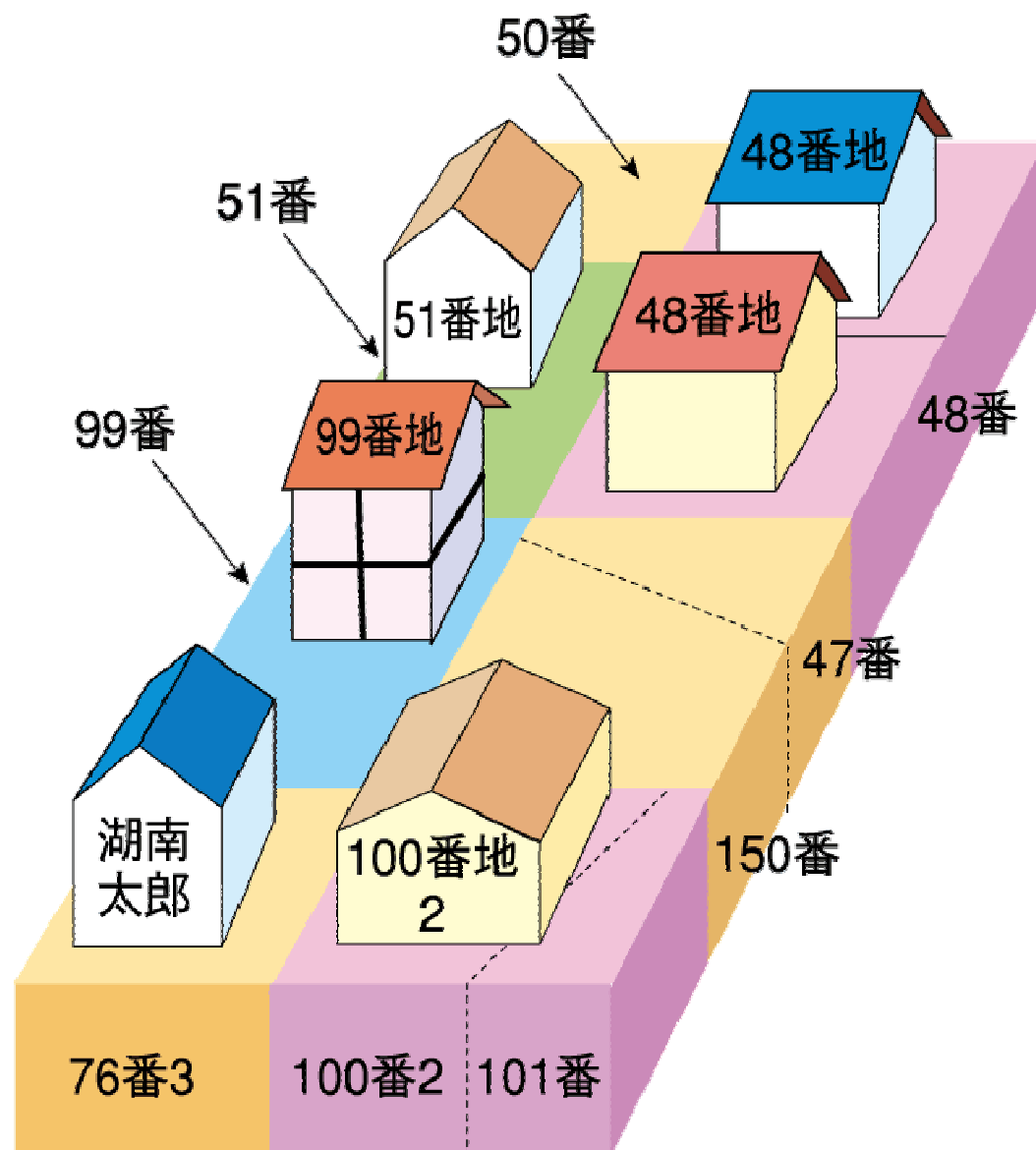
- 新しい住居表示のメリット

1. 救急車やパトカー、消防車などが出動するとき、早く目的地を特定することができる。
2. 訪問者が目的の建物や人を探す場合、わかりやすい。
3. 郵便や宅配便などの際に、遅配や誤配が少なくなる。

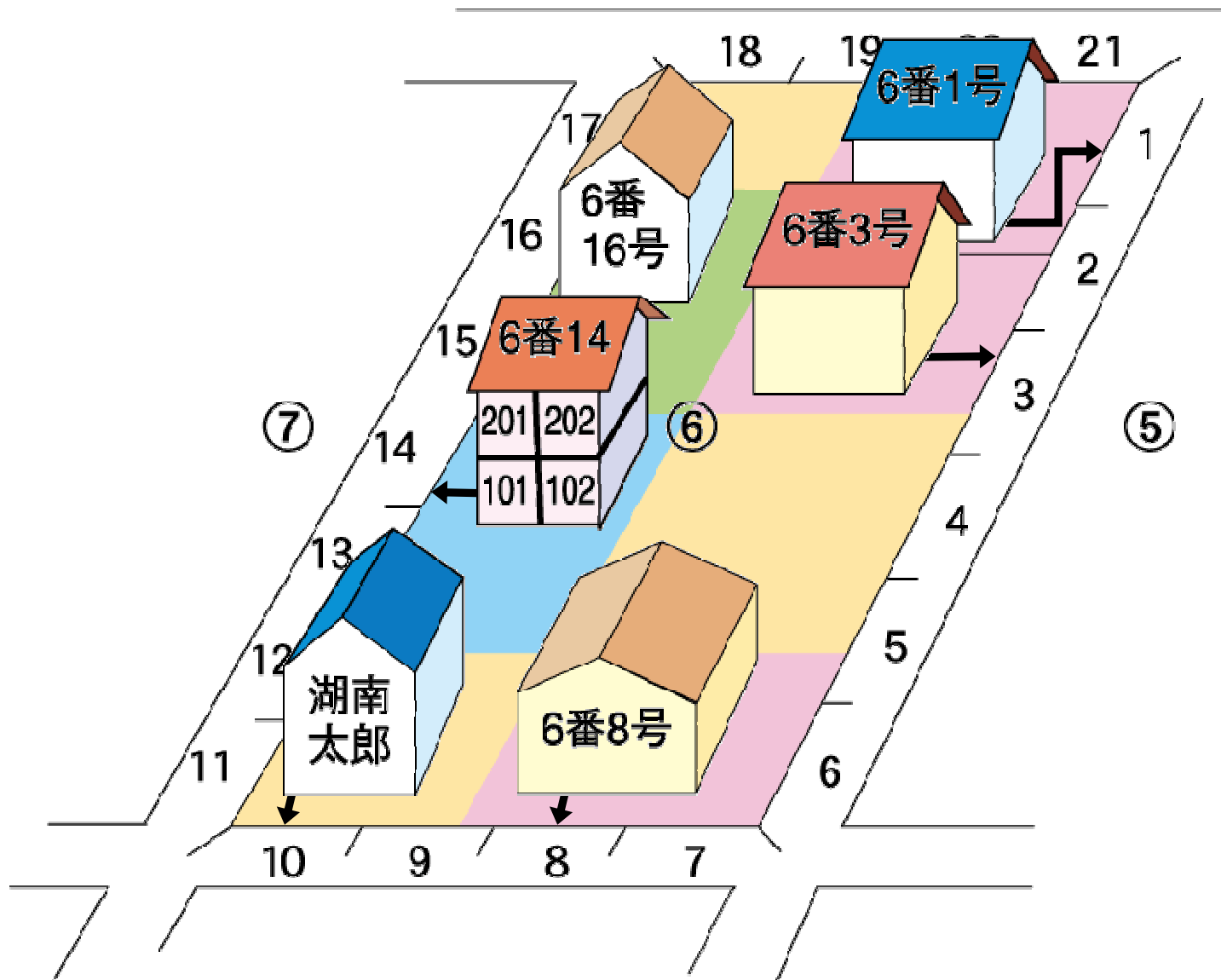
新しい住居表示制度とは

住居表示は、現在の「町名」と「地番」で表してる住所を“住居表示に関する法律”に基づき、「町名」と「街区符号」「住居番号」によって、だれにでもわかりやすい住所の表し方に変えるもので、わたしたちの日常生活をより快適なものにする非常に合理的なシステムです。

実施前



実施後



新しい住居表示の表し方

● 住所の表し方

現在の表し方

柑子袋 ○ ○ ○ ○ 番地 ○ ○

新しい表し方

柑子袋 丁目 番 号

柑子袋 丁目 番 - 号

新しい住居表示の表示方

● 不動産の表示方

現在の表示方

柑子袋 ○ ○ ○ ○ 番 ○ ○

新しい表示方

柑子袋 丁目 ○ ○ ○ ○ 番 ○ ○

新しい住居表示の表示方

● 本籍の表示方

現在の表示方

柑子袋 ○ ○ ○ ○ 番地 ○ ○

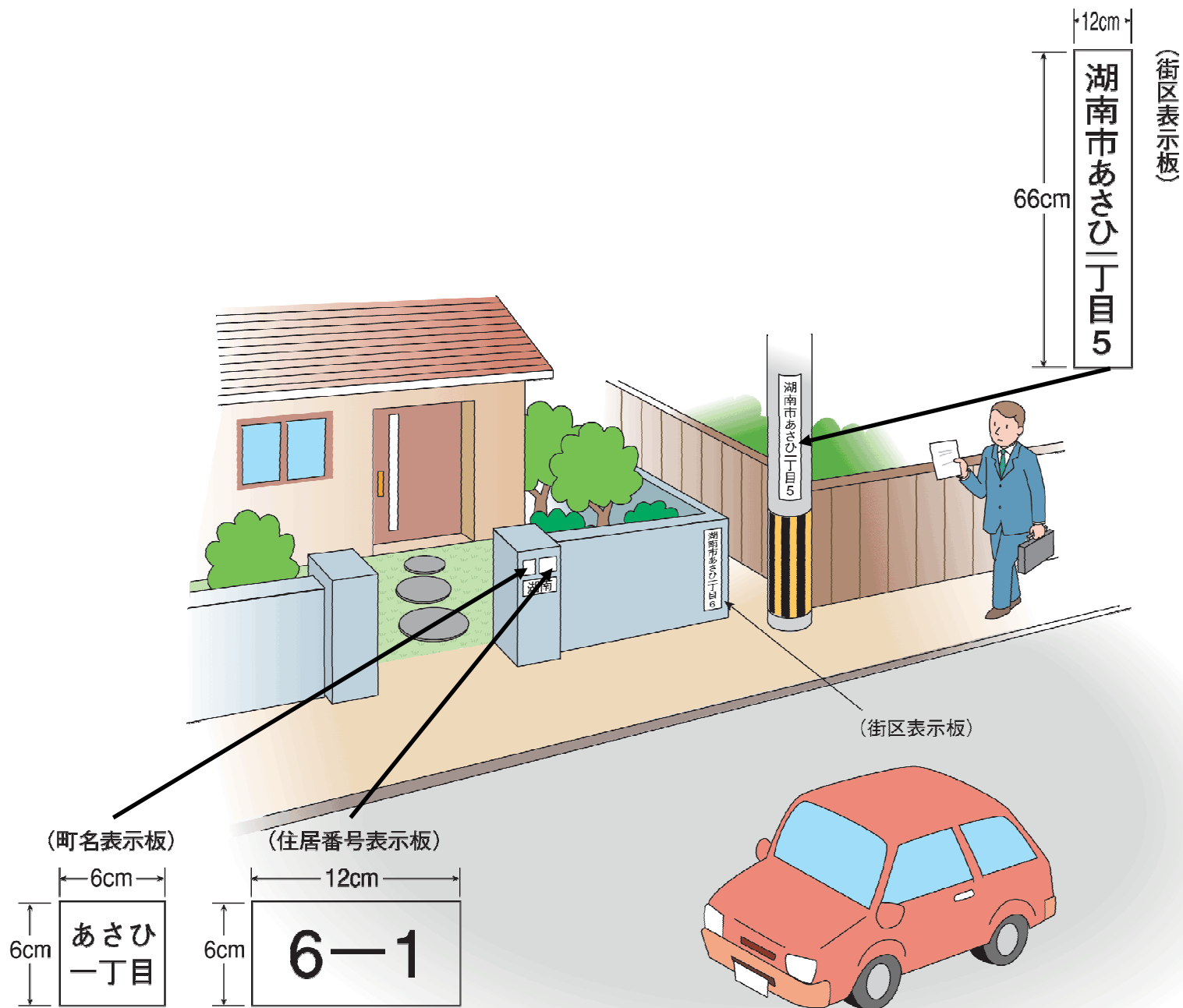
新しい表示方

柑子袋 丁目 ○ ○ ○ ○ 番地 ○ ○

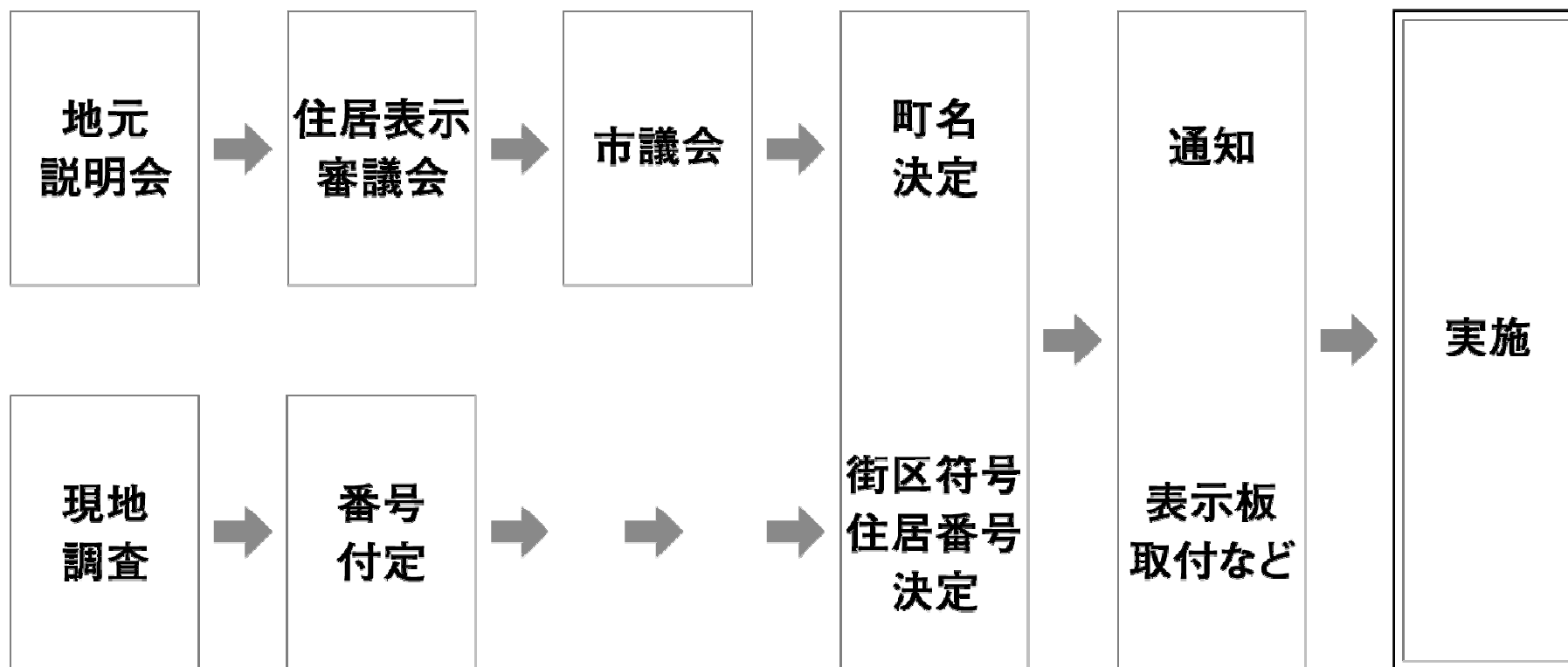
表示板の取り付けについて

住居表示が実施された区域では、各街区の角地付近の電柱や建物、塀等を利用して「**街区表示板**」を取り付けます。

門柱・玄関・郵便受け等に「**町名表示板**」ならびに「**住居番号表示板**」を取り付けます。



住居表示実施までの流れ



実施後の手続きは

市役所で自動的に変更するもの

- 住民基本台帳(住民票)

- 印鑑登録原票

など

実施後の手続きは

必要に応じて住所変更の手続きをしていただくもの

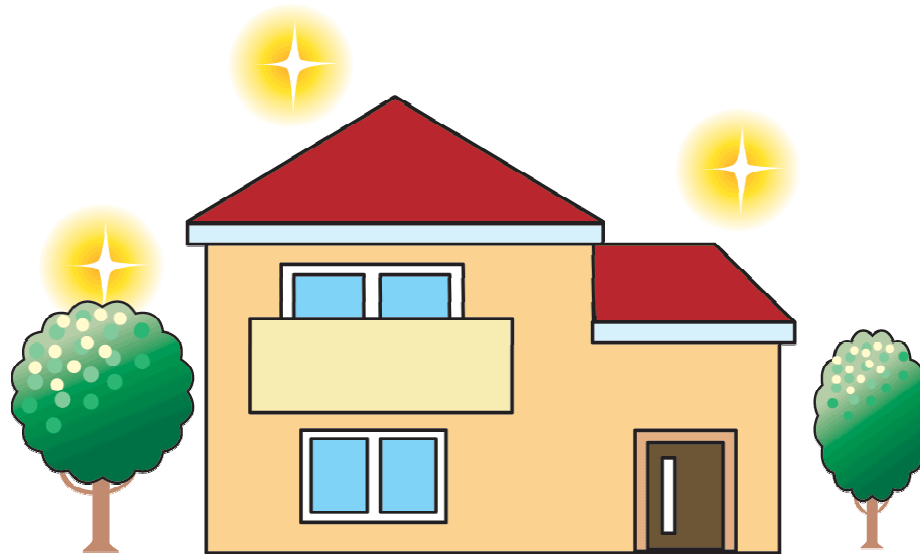
- 土地・建物など不動産の所有者の住所変更登記
- 会社などの法人の本店・支店および代表者等の住所変更登記
- 運転免許証の住所
- 自動車登録の住所
- その他住所変更の必要があるもの

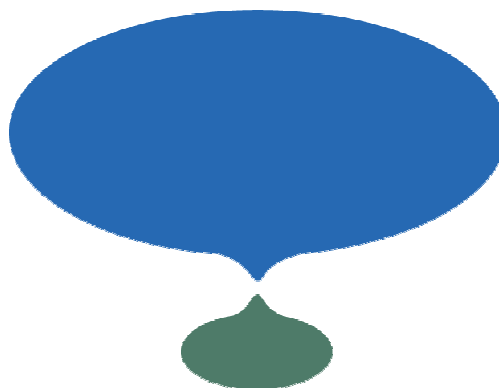
住居表示変更証明書

住居表示変更証明書が必要なときは、無料(無期限)で発行します。

おねがい

長く親しまれた町名や住所が変わることにより、
当分の間ご不便をおかけしますが、
新しいまちづくりのためにご協力をお願いします。





住居表示についてのお問合せは

湖南省役所

総務部 市民課

T E L 0748 - 71 - 2301 (直通)

0748 - 72 - 1290 (代表)

F A X 0748 - 71 - 2355

柑子袋住居表示 第2期日程

<u>令和元年</u> 6月 9月5日(木) 11月 12月 12月下旬～2月	<u>住居表示実施地域(案)の検討・作成</u> <u>住居表示審議会に諮問(住居表示を実施する区域・方法)</u> <u>対象地域住民への説明(住居表示を実施する区域・方法)</u> <u>市議会に上程(住居表示を実施する区域・方法)</u> <u>委託業者による現地調査(出入口・棟割調査)・・・</u>
<u>令和2年</u> 1月～2月 2月～3月 5月～7月 6月 9月上旬～10月 10月 11月	<u>住居表示審議会に諮問(字の区域・名称の変更)</u> <u>公示(字の区域・名称)→30日間・・・</u> <u>委託業者による現地調査(世帯主調査)・・・</u> <u>市議会に上程(字の区域・名称の変更)</u> <u>委託業者による通知書・手続きパンフレット等配布・・・</u> <u>手続き説明会</u> <u>住居表示実施予定</u>

内 容

出入口・棟割調査・・・図面作成にあたり、建物等の出入口・棟割確認
(調査方法・・・道路付近からの目視等)

公示・・・原案に意見のある人は区域内の有権者50人以上の署名、押印と1000字以内
の理由を添えて市長宛に案の変更請求をすることができる。

世帯主調査・・・住所・世帯員の氏名確認、法人の確認
(調査方法・・・原則訪問による聞き取り)

通知書・手続きパンフレット等配布・・・原則訪問による手渡し

湖南省住居表示実施基準

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号。以下「法」という)に基づき、本市が実施する住居表示の基準について必要な事項を定めるものである。

第1 住居表示の方法

住居表示の方法は、法第2条第1項に規定する「街区方式」とする。

第2 町の区域の合理化

街区方式による町の区域は、次の基準によって定める。この基準によることのできない町の区域については、当該地域の沿革、地形及び地域社会の実態等に即しつつ、できるだけこれに適合するように定める。

1 町の境界

町の境界は、道路、鉄道、若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定める。この場合、境界線は原則として、道路、河川、水路等の東西線にあっては南側の側線、南北線にあっては東側の側線とする。

2 町の形状及び規模

町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成されるようにする。

3 町の規模

地域の性格、用途、人口、家屋の密度を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないよう定め、おおむね次の基準による。

商業地区 20,000 m² ~ 90,000 m²

住居地区 15,000 m² ~ 120,000 m²

工業地区 120,000 m²以上

第3 町の名称の定め方

第2による町の区域の合理化のため、新しく町を設け又は町の名称を変更する場合においては、その町の名称は次の基準によるものとする。

- 1 従来の町の名称又は当該地区における歴史、伝統、文化を考慮し、由緒のある名称で、親しみ深く語調のよいものを選択する。
- 2 常用漢字を用いる等できるだけ読みやすく、簡明なものとする。
- 3 同一の名称又は紛らわしい類似の名称が生じないようにする。
- 4 町の名称として丁目をつける場合は、その丁目の数は概ね4、5丁目程度とする。

- 5 丁目は、湖南省役所東庁舎又は西庁舎に最も近いところを起点とし、できるだけ放射線状に整然と配列する。

第4 街区割り

- 1 街区は、道路、河川、水路、鉄道、又は軌道の線路その他恒久的な施設等によって定めるものとする。
- 2 街区の規模は、道路網の疎密の度合い及び当該地区における家屋密度の状況を勘案して定めるものとする。その標準規模は、概ね 3,000 m² ~ 5,000 m²、戸数 30 戸程度とする。

第5 街区符号の付け方

街区符号は数字を用い、湖南省役所東庁舎又は西庁舎に最も近い街区を起点とし、右回り連続蛇行式とする。

第6 住居番号のつけ方

住居番号は、住居表示台帳として作成される地図に基づき設定された住居番号の基礎となるべき番号（以下「基礎番号」という。）によって、建物その他の工作物（以下「建物等」という。）につけるものとする。

1 基礎番号

- (1) 基礎番号は、湖南省役所東庁舎又は西庁舎の最も近い街区の角を起点として右回りに街区の境界線を一定の間隔（以下「フロンテージ」という。）に区切り順次番号をつける。ただし、その角が曲線の場合は、起点に近い適当な点を定める。
- (2) フロンテージは、10 メートルを基準とする。
- (3) フロンテージは、各辺ごとに精算する一辺精算方式とする。ただし、各辺上における最後のフロンテージの 2 分 1 未満の端数が生じたときは、直前のフロンテージに加える。

2 住居番号

- (1) 住居番号は、その建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路に接している場合は、当該出入口が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号とする。
- (2) 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路から離れている場合は、当該建物等から道路への主要な通路が街区境界線と接するところにつけられている基礎番号とする。
- (3) 建物等の出入口又は通路の中心が二つの基礎番号の境目にあたる場合は、若い数字の基礎番号とする。

- (4) 建物等に主要な出入口又は通路が二つ以上ある場合は、市長の認定により主要な出入口又は通路を一つ選定して定める。
- (5) 一街区の全部を一つの建物が占めている場合においても建物等の主要な出入口が接している基礎番号とする。ただし、一街区に占める建物が、容易に変更されない公共用建築物又は、法人等の場合は、基礎番号によらず、順序よく建物等に番号をつけ、住居番号とすることができる。

第7 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次の例のとおりとする。

湖南省 ○ ○ 丁目 ○ 番 ○ 号
 └───┬───┘ └───┘ └───┘
 町 名 街区符号 住居番号

(注) 上記の表示を略記する場合には、次の例によるものとする。

湖南省 ○ ○ 丁目 ○ - ○
 └───┬───┘ └───┘ └───┘
 町 名 街区符号 住居番号

第8 中高層建物の住居表示の特例

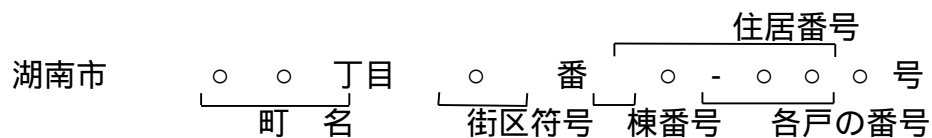
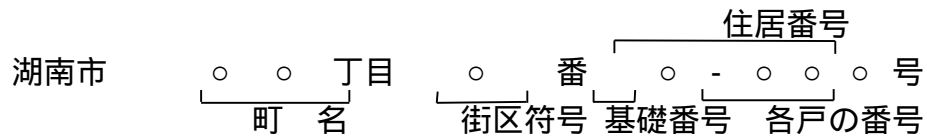
団地設計によらない中高層の建物で、その建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗又は事務所の用途に供するもの並びに倉庫その他の建物としての用途に供することができるもので住居番号をつける必要があると思われるものの住居番号のつけ方及び住居表示のしかたは、次のとおりとする。

1 住居表示のつけ方

- (1) 建物の道路への主要な出入口の基礎番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とする。この場合、各戸の番号は、一定の基準により順序よくつけるものとする。
- (2) 一街区の中にある中高層建物について一定の基準により順序よく棟番号がつけられる場合には、棟番号と各戸の番号をもって住居番号とすることができる。

2 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次の例のとおりとする。



第9 住居表示台帳

住居表示を行う区域についての正確な地図に基礎番号を図示し、住居番号を必要とする建物等の位置及び出入口又は通路を表示した住居表示台帳を作製し、保管する。

住居表示台帳は、縮尺 500 分の 1 によるものとし、縮尺 2,500 分の 1 の都市計画図又は大縮尺で、高い精度の測量図を基礎として街区ごとに作製する。

この場合には、各街区の位置図を町単位に作製し、町単位につづられる 500 分の 1 の街区の図面上に添付する。

第10 住居表示板の基準

住居表示を行う区域の町の名称及び街区符号の数字を記載した表示板（以下「街区表示板」という。）を設ける場合並びに建物等の所有者、管理者又は占有者が住居番号を記載した表示板（以下「住居番号表示板」という。）および町名を記載した表示板（以下「町名表示板」という。）を表示する場合は、次の基準によるものとする。

1 街区表示板

(1) 設置場所

街区表示板は、歩行者、諸車から見やすいところに設けるものとし、各街区の角付近の建物等の適当な箇所又は標柱にはりつけ、原則として表示板の下端が地上概ね 1.6 メートルになるようにする。

(2) 寸法及び表記

街区表示板の寸法は、縦 660 ミリメートル、横 120 ミリメートルとし、別紙のとおり縦の表記とする。

(3) 文字及び数字の書体

町の名称に使用する書体は、写真植字の「中角ゴシック体」を用い、街区符号の表示に使用する数字はアラビア数字とし、その書体は、ユニバース・メディウムを用いる。

(4) 色彩

街区表示板は、二色をもって構成し、地色は青味緑色（2.5 B G 4/8）またはにぶ緑色（10 G 5/5.5）とし、文字及び数字の色彩は、日本工業規格（J I S）Z 8721「色の三属性による表示法」による明度 8 度以上の無彩色とする。

(5) 材質

街区表示板は、容易に腐食し、又は褪色しない材質のものとする。

2 住居番号表示板・町名表示板の設置場所及び様式

(1) 設置場所

住居表示板及び町名表示板は、一般住宅の建物等にあっては、原則として、門柱又は玄関の地上概ね 1.6 メートルの高さで歩行者から見やすいところに取りつけるものとする。

(2) 寸法及び表記

(3) 住居表示板の寸法は、縦 60 ミリメートル、横 120 ミリメートルとし、その表示は別紙のとおりとする。町名表示板の寸法は、縦 60 ミリメートル、横 60 ミリメートルとし、その表示は別紙のとおりとする。

(4) 書体その他

文字、数字の書体、色彩、材質等については、街区表示の例による。

第 11 その他

この基準のほか住居表示実施について必要な事項は、その都度定めるものとする。

この実施基準は、平成 19 年 2 月 27 日から適用する。

この実施基準は、平成 20 年 11 月 4 日から適用する。

別紙

表示板の寸法及び表記例

